

## 告発窓口の設置・公開規程

### 第1条（目的）

本規程は、株式会社 Mitate Zepto Technica（以下「当社」という。）における研究活動の健全性及び信頼性を確保するため、研究不正行為に関する相談及び告発を受け付ける窓口の設置並びにその公開及び運用に関する基本事項を定めることを目的とする。

### 第2条（告発窓口の設置）

1. 当社は、研究不正行為に関する相談及び告発を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。
2. 告発窓口は、研究不正対応責任者の管理の下に運営する。

### 第3条（受付方法）

1. 告発は、書面、電子メールその他当社が認める方法により行うことができる。
2. 告発は、実名又は匿名のいずれによっても行うことができる。
3. 告発の取扱い及びその後の調査手続については、「研究不正行為対応規程」による。

### 第4条（公表）

1. 告発窓口の名称、所在地、連絡先及び受付方法は、当社ホームページにおいて公表する。
2. 前項の情報は、常に最新の内容に維持する。

### 第5条（秘密保持及び不利益取扱いの禁止）

1. 告発窓口において知り得た情報は適切に管理する。
2. 告発者に対して、告発を理由とする不利益な取扱いを行ってはならない。
3. 前二項の詳細は「研究不正行為対応規程」による。

### 第6条（その他）

本規程に定めのない事項及び告発受理後の手続については、「研究不正行為対応規程」による。

### 附則

本規程は、2023年10月1日に制定し、同日より施行する。

本規程は、2026年2月21日に改定し、同日より施行する。